

情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定
について定める告示を一部改正する告示案に対する意見公募要領

令和 7 年 8 月 2 0 日
経済産業省商務情報政策局
サイバーセキュリティ課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

情報処理安全確保支援士（以下「支援士」という。）は、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年法律第 90 号。以下「法」という。）に規定されている、サイバーセキュリティの確保の支援を業とする専門的な知識・技能を備えた国家資格者です。

法第 4 条の規定により、情報処理安全確保支援士試験（以下「支援士試験」という。）に合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者は、支援士となる資格を有するものとされています。この点、情報処理の促進に関する法律施行規則（平成 28 年経済産業省令第 102 号。以下「規則」という。）第 1 条第 1 号において「サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事し、又は従事していた者であって、経済産業大臣の定めるところにより、経済産業大臣が認定した者」と規定されており、情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示（平成 29 年経済産業省告示第 94 号。以下「告示」という。）において、具体的に以下の者（ただし、業務に従事しなくなってから 3 年を経過した者を除く。）をその対象とする旨が定められています。

- ・警察庁又は都道府県警察のうちいずれか一の機関において、犯罪の取締りのための電子情報処理組織及び電磁的記録の解析その他情報技術の解析に関する事務に従事した期間が通算して 2 年以上である者であって、法第 6 条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると警察庁長官が認める者
- ・自衛隊において、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して 2 年以上である者であって、法第 6 条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると防衛大臣が認める者
- ・内閣官房において、内閣の重要施策に関する情報の収集調査に関する事務であって、サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事した期間が通算して 2 年以上である者であって、法第 6 条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると内閣情報官が認める者
- ・独立行政法人情報処理推進機構から委嘱を受け、法第 10 条に規定する支援士試験事務（支援士試験の問題を作成するものに限る。）等に従事した期間が通算して 2 年以上である者であって、法第 6 条に規定する業務を行うのに十分な能力を有すると機構の理事長が認める者

一方で、サイバー空間の脅威の高まりを受け、令和 4 年 4 月に警察庁にサイバー警察局及び警察庁の地方機関である関東管区警察局に、サイバー特別捜査隊（現在はサイバー特別捜査部）をそれぞれ設置し、警察の所掌事務に、「サイバー事案への対処に関する事務」が追加されました。それ以降、都道府県警察においてもサイバー事案対処における組織・人材を拡充しており、「情報技術の解析に関する事務」に従事していない者であっても、事業者に対する助言等の被害防止対策、捜査における暗号資産追跡、サイバー空間上の脅威に関する情報収集・分析といった、「情報技術の解析に関する事務」と同等以上に、極めて高度なサイバーセキュリティに関する知識及び技能を

有する業務に従事するようになりました。

今般の改正は、上記の背景の下、「情報技術の解析に関する事務」と同等以上に、サイバー事案に係る犯罪の捜査に関する事務など極めて高度なサイバーセキュリティに関する知識及び技能を有する業務に従事している者を、規則第1条第1号の対象として加えるものです。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示を一部改正する告示案

3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課
(東京都千代田区霞が関 経済産業省3階)

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和7年8月20日（水）～令和7年9月19日（金）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課

パブリックコメント担当 あて

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：bzl-jyousokukokuji@meti.go.jp

（電子メールの件名を「情報処理の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する経済産業大臣の認定について定める告示を一部改正する告示案に対する意見」としてください。）

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

6. その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

